

証券コード 6192
2021年7月14日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目24番9号
ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役社長 福 島 宏 人

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年7月28日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年7月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
ホテル雅叙園東京 4階「飛鳥」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

- 第17期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第17期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hyas.co.jp>）に掲載させていただきます。また、本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

株主の皆様の新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、可能な限り書面（郵送）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

当日は、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hyas.co.jp/>) においてお知らせいたします。

(添付書類)

**事業報告**( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や企業活動の自粛により、深刻な打撃を受けました。1回目の緊急事態宣言後は、政府による経済回復に向けての様々な施策により、一旦は個人消費が回復する兆しがあったものの、2021年1月に2回目、2021年4月に3回目の緊急事態宣言が発令され、また、今後も雇用の悪化や経済活動の混乱が予想されることから、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、1回目の緊急事態宣言後には、段階的な経済活動の再開とともに回復の兆しがあり、新設住宅着工戸数全体では前年比マイナスなものの、持ち家に関しては2020年11月から6か月連続で前年同月比プラスとなりました。しかしながら再度の緊急事態宣言により、消費マインドの低下が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社では、過年度に不適切な会計が行われていた可能性があることが2020年7月に発覚し、その後、第三者委員会の調査により内容が明らかになりました。また、2020年9月30日に代表取締役役に就任した当社前代表取締役が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明し、2021年2月に設置した第三者委員会の調査によりその内容が明らかになりました。一連の不祥事に関わった経営陣はその経営責任を明確にするために辞任をし、当社は2020年12月23日の臨時株主総会を経て新経営体制に移行いたしました。当社といたしましては、この事態を深く反省し、第三者委員会の最終報告の結果や再発防止策の提言を真摯に受け止め、新経営体制の元で、ガバナンスの抜本的改革、業務処理統制の強化、役職員の意識改革などの再発防止策に真剣に取り組んでおります。

このような事業環境ではありますが、当社グループは2020年6月15日に発表した「2021年4月期－2023年4月期 中期経営計画」に基づき、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業の強化、次なるコアビジネスの育成、安定した収益基盤の構造の確立を目指した事業活動をおこなってきました。

主力の「R+house」事業においては、コロナ禍での経済状況を加味し、2020年5月の新規会員企業の獲得の減少および2020年10月までの受注の減少を織り込んだ予想としていました。しかし、コロナ禍における消費者ニーズの変化を捉えた「新しい生活様式」に対応する建築家のプランの提案およびオンライン面談を積極的に進めた結果、2020年6月以降は受注実績が前年とほぼ同等まで回復いたしました。

また、次のコアビジネスの一つと位置付けている造園・エクステリア・外構事業「GARDENS GARDEN」では新規会員が順調に増加しております。今までの会員企業は主に住宅会社でしたが、当連結会計年度においては、新築及びリフォーム時に庭や外構の提案を住宅会社と連携しておこなう建設会社の加盟も増加いたしました。また、「R+house」と「GARDENS GARDEN」の両方に加盟している住宅会社のうち、「R+house」の営業時に「GARDENS GARDEN」の庭・外構提案を全棟に対しておこなっている住宅会社は、コロナ禍にもかかわらず受注件数が前年比で大幅に成長しているなど、「R+house」と「GARDENS GARDEN」のシナジー効果も表れてきております。

販売費及び一般管理費については、「R+house」のTV CMを一部の地域で開始するなど、マーケティング活動を積極的に進める一方、オンラインによる面談を増やすことで出張旅費を抑える等して効率的な使用に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は8,333百万円（前期比5.3%増）、営業利益は340百万円（前期比84.7%増）、経常利益は352百万円（前期比102.2%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は653百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益は17百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があるものの、「R+house」の受注が回復傾向になってきたこと、および出張旅費を抑える等して販売費及び一般管理費を効率的に使用したことから、売上高は6,586百万円（前期比3.8%減）、営業利益は500百万円（前期比56.2%増）となりました。

#### ・建築施工事業

建築施工事業における当連結会計年度は、「R+house」の受注数、着工数が順調に増え、売上高が増加しております。しかしながら、2020年11月に千葉県のかしわ沼南住宅公園、2021年4月には茨城県の古河住宅公園の住宅総合展示場にモデルハウスを出店するなど、投資としてのコストが先行していることから売上高は2,063百万円（前期比52.9%増）、営業損失は158百万円（前期の営業損失は137百万円）となりました。

#### ・その他

その他における当連結会計年度は、不動産特定共同事業等に関する支援業務等として、売上高は9百万円（前期比58.8%減）、営業損失は5百万円（前期の営業利益は5百万円）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、みずほ銀行より短期借入金410百万円、三井住友銀行より短期借入金200百万円、三井住友信託銀行より短期借入金150百万円の調達を行いました。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は326百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

コンサルティング事業

当連結会計年度の主な設備投資は、当社においてソフトウェア開発等として、総額213百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度においてモデルハウス143百万円を売却し、売却損2百万円を計上しております。

建築施工事業

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社ウェルハウジングにおいて、千葉県柏市及び茨城県古河市の住宅総合展示場への「R+house」の出展等として、総額125百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

|                                                     | 第14期      | 第15期      | 第16期      | 第17期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 売上高(千円)                                             | 4,660,995 | 6,099,730 | 7,913,602 | 8,333,582         |
| 経常利益(千円)                                            | 363,082   | 424,032   | 174,428   | 352,741           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社<br>株主に帰属する当期純<br>損失(△)(千円) | 200,963   | 234,423   | 17,245    | △653,091          |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失(△)                       | 8円98銭     | 10円41銭    | 0円75銭     | △28円45銭           |
| 総資産(千円)                                             | 2,540,285 | 3,864,681 | 3,960,417 | 3,776,169         |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式を含めております。

2. 第14期から第16期までの数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況

|                               | 第14期      | 第15期      | 第16期      | 第17期<br>(当事業年度) |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 売上高(千円)                       | 4,342,904 | 5,239,815 | 5,523,127 | 5,235,059       |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)(千円)         | 326,434   | 413,451   | 122,716   | △359,422        |
| 当期純利益又は当期純<br>損失(△)(千円)       | 223,034   | 275,586   | 51,664    | △1,031,802      |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失(△) | 9円97銭     | 12円24銭    | 2円26銭     | △44円94銭         |
| 総資産(千円)                       | 2,419,611 | 3,544,429 | 3,478,113 | 2,787,976       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。期中平均自己株式数の算定にあたり控除する自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式を含めております。

2. 第14期から第16期までの数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

## (4) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

※当社の親会社は株式会社くふうカンパニーであります。株式会社くふうカンパニーは、2021年6月4日付で、当社株式19,497千株を取得いたしました。これにより、当社の総株主の議決権の数に対する株式会社くふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50%を超えることとなり、株式会社くふうカンパニーは、新たに当社の親会社になりました。

## ② 子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金    | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容            |
|-----------------------|----------|---------|--------------------------|
| 株式会社 a n s            | 20,000千円 | 100.0%  | 実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅相談    |
| 一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 | －千円      | －%      | 地盤に関する調査解析保証             |
| 株式会社K-コンサルティング        | 16,500千円 | 75.0%   | 不動産コンサルティング              |
| 株式会社アール・プラス・マテリアル     | 6,000千円  | 100.0%  | 建築資材の開発及び供給              |
| 株式会社ウェルハウジング          | 20,000千円 | 75.0%   | 建築工事の請負及び施工等             |
| ハイアス・プロパティマネジメント株式会社  | 5,000千円  | 100.0%  | 宿泊施設に関する運営及び管理           |
| ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社  | 50,000千円 | 100.0%  | 不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営 |
| 株式会社LHアーキテクチャ         | 10,000千円 | 60.0%   | 建築工事の請負及び施工等             |
| SUNRISE株式会社           | 20,000千円 | 75.0%   | 建築工事の請負及び施工等             |
| 株式会社HCマテリアル           | 5,000千円  | 100.0%  | 建築資材の企画開発製造及び販売          |
| GARDENS GARDEN株式会社    | 10,000千円 | 80.0%   | 外構の設計                    |
| 株式会社家価値サポート           | 20,000千円 | 72.0%   | 戸建住宅のアフターメンテナンス事業        |

(注) 1. 2020年6月30日付にて、当社はハイアス・キャピタルマネジメント株式会社に追加出資をしたことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。

2. 2020年8月30日付にて、当社はハイアス・プロパティマネジメント株式会社の株式を追加取得しております。

(5) 対処すべき課題

① 持続的な成長を可能にする事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。

当社の今後の持続的な成長を図るうえで特に重視することは、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加に直結する、会員企業の持続的な成長です。

導入いただいたパッケージやツールの活用を通じて会員企業が業績向上を実現するために、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等のユーザビリティの向上といった会員企業支援体制の継続的な強化が必要であり、そのための人的投資、体制強化、インフラ強化に注力してまいります。あわせて、「会員企業組織＝事業者ネットワーク」を運営する本部として、戸建て住宅事業に取り組む会員企業と外構事業に取り組む会員企業との連携により、住宅における付加価値の向上や外構事業における受注増を図るなど、会員企業間の連携を促進する支援活動を通じた、会員企業間の相互取引や相乗効果をもたらす連携取引を誘発することで会員企業の成長を実現してまいります。

② 商品・サービスの活用による会員企業の社会貢献と事業成長を支援

当社では、①持続的な成長を可能にする事業基盤の強化で示した、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等ではユーザビリティの向上を重視した、継続的な商品開発、サービス改良に注力し、商品導入後の早期立ち上げや定着を促進するため、各会員企業の状態に応じた支援体制についても改善を進めてまいります。

住宅工務店支援事業においては、コロナ禍でのテレワーク対応をはじめ、暮らしのニューノーマル消費を捉えるリサーチ、現場への情報提供といったマーケティング支援から、巣ごもり需要を捉えたガーデニング提案力や住宅リフォーム提案力の強化につながる既存商品サービスの導入提案、あるいは生産性向上につながる工程管理や原価管理におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）プラスコンサルティングサービス提供を積極的に推進して、会員企業の新たな商機の発見、拡大チャンスの気づきを与え、生産性向上を支援してまいります。

不動産業界支援事業においては、人の移動もままならなくなった昨今でも、都市圏に在住する家族に発生する出身地での相続財産問題に対応すべく、会員企業ネットワークを通じた解決策を提示できるよう、会員企業間の連携機会を積極的に生み出し、相続相談に対する解決力の強化を図り、不動産業界の社会問題への解決力強化を支援してまいります。

③ 情報収集力、情報分析力の強化を通じた商品開発と会員支援

住宅不動産業界は、「国内需要のみを対象とした市場」であり、「さらに地域密着の事業」であると考えられています。その一方で、例えば昨今のウッドショックと言われる輸入量の縮小による資材価格高騰や資材不足が地域工務店の営業活動に影響を与えるなど、地域事業でありながらマクロな観点での情報が必要であることが改めて明らかになりました。

このような背景を捉え、当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発を強化し、最新の情報や最適な新たな商品、サービスの開発につなげてまいります。

このことにより住宅不動産業界にとって欠かせない存在、ポジションの確立を一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

④ 組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、当連結会計年度に発覚した一連の不祥事を真摯に受け止め、今後の成長のためにはコーポレートガバナンス強化を目的とした人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しております。人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。あわせて、当社グループの成長の基盤である、会員企業の成果に貢献する高品質なサービスの提供を行うための組織体制の強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

⑤ 環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供を通じた社会への貢献

当社では、高性能住宅の供給を通じて生活者に健康な暮らしを提供する地域工務店の育成、適切な情報提供をもとに生活者に豊かな住生活を提供する住宅不動産業者の育成を推進します。この企業活動を通じ、環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供、そして、地域社会と共に成長していく企業活動の創造と支援に取り組みます。

⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当連結会計年度において、第三者委員会の調査費用や、過年度決算の訂正にともなう追加監査費用等を特別損失に計上いたしました。また、当社連結子会社が保有する固定資産（モデルハウスの建物など）について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、減損損失を特別損失として計上することといたしました。

これらの結果、653,091千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

一方で、当社は、株式会社くふうカンパニーが2021年4月15日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。また、株式会社くふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うことに関して、2021年6月4日に株式会社くふうカンパニーから総額1,897,720,800円の払込みが完了いたしました。当社グループの資金残高や今後の営業キャッシュ・フローの見通しなどから今後の事業の展開・継続に必要な当面の資金繰りについての懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## (6) 主要な事業内容（2021年4月30日現在）

- ① 会員組織による工務店・不動産会社への経営指導育成業務及び会員募集業務
- ② ASPを活用した経営支援業務
- ③ 住宅購入相談窓口及び不動産売買仲介業務
- ④ 地盤に関する調査解析保証業務
- ⑤ 不動産コンサルティング業務
- ⑥ 建築資材の開発・製造・調達・供給業務
- ⑦ 建築工事の請負及び施工業務
- ⑧ 宿泊施設に関する運営及び管理業務
- ⑨ 外構の設計業務

## (7) 主要な事業所及び使用人の状況（2021年4月30日現在）

- ① 主要な事業所  
本 社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号
- ② 子会社  
株式会社ans：東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会：東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
株式会社K-コンサルティング：千葉県柏市柏四丁目5番10号  
株式会社アール・プラス・マテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目2番9号  
株式会社ウェルハウジング：茨城県守谷市松ヶ丘三丁目20番地1  
ハイアス・プロパティマネジメント株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
株式会社LHアーキテクチャ：東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
SUNRISE株式会社：長野県松本市寿中一丁目9番25号  
株式会社HCマテリアル：大阪府大阪市西成区太子一丁目2番9号  
GARDENS GARDEN株式会社：東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
株式会社家価値サポート：東京都品川区上大崎二丁目24番9号

③ 使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-----------------------|
| 238 (48) 名 | 12名増 (6名増)            |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

ロ 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------------|---------|-------------|
| 153 (28) 名 | 2名増 (1名増)         | 34.4歳   | 4.1年        |

(注) 使用人数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年4月30日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 残 高 ( 千 円 ) |
|-------------------------|-----------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 833,508         |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 502,096         |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 150,000         |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2021年4月30日現在）

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 66,960,000株             |
| (2) 発行済株式の総数   | 23,345,700株（自己株式172株含む） |
| (3) 株主数        | 4,919名                  |
| (4) 大株主（上位10名） |                         |

| 株 主 名                                                          | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 濱 村 聖 一                                                        | 2,222,080株 | 9.52%   |
| 柿 内 和 徳                                                        | 1,458,250株 | 6.25%   |
| 川 瀬 太 志                                                        | 1,241,650株 | 5.32%   |
| 株 式 会 社 H A M A M U R A H D                                    | 1,200,000株 | 5.14%   |
| 株 式 会 社 安 成 工 務 店                                              | 1,197,000株 | 5.13%   |
| 大 津 和 行                                                        | 1,082,400株 | 4.64%   |
| 東 新 住 建 株 式 会 社                                                | 720,000株   | 3.08%   |
| ハイアス・アンド・カンパニー株式会社従業員持株会                                       | 703,500株   | 3.01%   |
| NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS-M A R G I N ( C A S H P B ) | 644,500株   | 2.76%   |
| 中 山 史 章                                                        | 616,930株   | 2.64%   |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式52,820株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式331,020株は含まれておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|---------------|---------|-------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 38,470株 | 7名          |
| 社 外 取 締 役     | 1,240株  | 1名          |
| 監査役（社外監査役を除く） | 1,300株  | 1名          |
| 社 外 監 査 役     | 1,740株  | 2名          |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告20頁「4(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①第三者割当による新株式発行について

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、2021年6月4日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。これに伴い、当該払込期日において、発行済株式の総数は13,751,600株増加しております。

②基準日後株主への議決権行使について

当社は、2021年6月14日開催の取締役会において、2021年7月29日開催予定の当社第17期定時株主総会にかかる基準日後に第三者割当による当社の新株式を取得した者に対し、本定時株主総会に係る議決権を付与することを決議いたしました。第三者割当により当社株式を取得した株主、議決権数及び議決権に占める割合は、次のとおりであります。

| 株主名          | 議決権数     | 議決権に占める割合 |
|--------------|----------|-----------|
| 株式会社くふうカンパニー | 137,516個 | 37.07%    |

(注) 議決権に占める割合は、2021年4月30日現在の総株主等の議決権の数233,417個に本第三者割当増資による新株式の発行により増加する議決権の数137,516個を加算した総株主等の議決権の数370,933個を基準に算出しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                            |                   | 第4回新株予約権<br>(取締役および従業員分)                   | 第5回新株予約権                                      |
|----------------------------|-------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発行決議日                      |                   | 2013年4月15日                                 | 2015年12月1日                                    |
| 新株予約権の数                    |                   | 25個                                        | 6,500個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数         |                   | 普通株式 4,500株<br>(新株予約権1個につき1,800株)          | 普通株式 58,500株<br>(新株予約権1個につき9株)                |
| 新株予約権の払込金額                 |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり151,200円<br>(1株当たり 84円)          | 新株予約権1個当たり756円<br>(1株当たり 84円)                 |
| 権利行使期間                     |                   | 2015年4月17日から<br>2022年7月30日まで               | 2017年12月9日から<br>2025年11月30日まで                 |
| 行使の条件                      |                   | (注)                                        | (注)                                           |
| 役員<br>の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 45,000株<br>保有者数 1人 | 新株予約権の数 1,500個<br>目的となる株式数 13,500株<br>保有者数 1人 |
|                            | 社外取締役             | —                                          | 新株予約権の数 5,000個                                |
|                            |                   | —<br>—                                     | 目的となる株式数 45,000株<br>保有者数 1人                   |

(注) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権の割当を受けた者が任期満了による退任、定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

|                        |                   | 第9回新株予約権                                  | 第10回新株予約権                                   |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年5月20日                                | 2019年5月20日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 40個                                       | 1,301個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 4,000株<br>(新株予約権1個につき100株)           | 普通株式 130,100株<br>(新株予約権1個につき100株)           |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり100円                            | 新株予約権1個当たり100円                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり29,100円<br>(1株当たり 291円)         | 新株予約権1個当たり29,100円<br>(1株当たり 291円)           |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年8月1日から<br>2029年6月12日まで               | 2019年6月13日から<br>2029年6月12日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1、2                                   | (注) 3                                       |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 20個                               | 新株予約権の数 257個                                |
|                        |                   | 目的となる株式数 2,000株                           | 目的となる株式数 25,700株                            |
|                        |                   | 保有者数 2人                                   | 保有者数 2人                                     |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 2人 | 新株予約権の数 156個<br>目的となる株式数 15,600株<br>保有者数 1人 |

(注) 1. 新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年4月30日現在）

| 氏 名       | 地 位           | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                         |
|-----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福 島 宏 人   | 代 表 取 締 役 社 長 |                                                                                                                                                 |
| 矢 部 智 仁   | 取 締 役         |                                                                                                                                                 |
| 赤 井 厚 雄   | 取 締 役         | 株式会社ナウキャスト 取締役会長<br>一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会 理事<br>株式会社スマートプラス 常勤監査役                                                                               |
| 森 田 正 康   | 取 締 役         | 株式会社ヒトメディア 代表取締役<br>Classi株式会社 取締役<br>株式会社エアトリ 監査役<br>株式会社ヒトキインキュベーター 代表取締役<br>English Central Inc. 取締役<br>株式会社オープンエイト 取締役<br>株式会社アルビレックス新潟 取締役 |
| 川 口 有 一 郎 | 取 締 役         | 早稲田大学 大学院経営管理研究科 教授                                                                                                                             |
| 朝 倉 祐 治   | 常 勤 監 査 役     |                                                                                                                                                 |
| 青 木 英 憲   | 監 査 役         | 株式会社東京ドーム 社外監査役                                                                                                                                 |
| 辻 高 史     | 監 査 役         | あすなろ監査法人 代表社員<br>辻公認会計士事務所 代表<br>株式会社PALTEK 社外取締役                                                                                               |

- (注) 1. 取締役赤井厚雄氏、同森田正康氏、同川口有一郎氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役朝倉祐治氏、監査役青木英憲氏、同辻高史氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役朝倉祐治氏は、事業会社において長年管理部門に従事しており、財務を始めとする管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役青木英憲氏は弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役辻高史氏は、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、赤井厚雄氏、森田正康氏、朝倉祐治氏、青木英憲氏及び辻高史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 濱村聖一氏、柿内和徳氏、西野敦雄氏、鵜飼達郎氏及び荻原俊彦氏は、2020年9月30日付で取締役を辞任により退任いたしました。なお、各氏の退任時における地位及び担当は以下のとおりであります。

| 氏 名     | 地 位     | 担 当           |
|---------|---------|---------------|
| 濱 村 聖 一 | 代表取締役社長 |               |
| 柿 内 和 徳 | 取 締 役   | 常務執行役員経営支援本部長 |
| 西 野 敦 雄 | 取 締 役   | 執行役員経営管理本部長   |
| 鵜 飼 達 郎 | 取 締 役   | 執 行 役 員       |
| 荻 原 俊 彦 | 取 締 役   |               |

8. 川瀬太志氏は、2020年12月15日で取締役を辞任により退任いたしました。なお、同氏の退任時における地位は代表取締役社長でありました。
9. 2020年12月23日開催の臨時株主総会終結の時をもって、中山史章氏は取締役を、大津和行氏、山本泰功氏、坂田真吾氏は監査役を辞任により退任いたしました。なお、各氏の退任時における地位及び担当は以下のとおりでありました。

| 氏 名     | 地 位       | 担 当            |
|---------|-----------|----------------|
| 中 山 史 章 | 取 締 役     | 執行役員経営支援本部副本部長 |
| 大 津 和 行 | 常 勤 監 査 役 |                |
| 山 本 泰 功 | 監 査 役     |                |
| 坂 田 真 吾 | 監 査 役     |                |

10. 2020年12月23日開催の臨時株主総会終結の時をもって、矢部智仁氏、川口有一郎氏は新たに取締役に、朝倉祐治氏、青木英憲氏、辻高史氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
11. 当事業年度における取締役の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

| 氏 名     | 異動前                  | 異動後     | 異動年月日       |
|---------|----------------------|---------|-------------|
| 川 瀬 太 志 | 取締役常務執行役員<br>事業開発本部長 | 代表取締役社長 | 2020年9月30日  |
| 福 島 宏 人 | 取 締 役                | 代表取締役社長 | 2020年12月15日 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

なお、2020年9月30日をもって辞任いたしました社外取締役荻原俊彦氏並びに2020年12月23日をもって辞任にいたしました社外監査役山本泰功氏及び社外監査役坂田真吾氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針について、以下のとおり決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、以下の方針に沿って決定されたものであります。

a. 基本方針

当社の役員の報酬は、月例の固定報酬と業績連動型株式報酬制度「株式交付信託（BBT（＝BoardBenefitTrust））」により構成することとしております。その割合については、固定報酬を主としつつ、各役員に対して適切なインセンティブを付与する観点から業績連動型株式報酬を追加的に導入しております。

当社の取締役の固定報酬について、報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、取締役会において、各取締役に対する報酬額を当該報酬限度額の範囲内で各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することを、代表取締役社長に委任しております。

b. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬については、2017年7月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の限度額を95百万円以内（うち社外取締役分として21百万円以内）、監査役に対する業績連動型株式報酬の限度額を25百万円以内（うち社外監査役分として14百万円以内）と決議されており、取締役会で決定された役員株式交付規程（ただし、役員株式交付規程のうち、監査役に関する部分については、その制度及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものとしたします。）に基づき、各役員に対し、役位及び業績目標の達成度に応じて、連結会計年度ごとに以下のI、IIのポイントを付与し、毎年所定の時期及び退任時にそれぞれ付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付することとしております。

I. 業績非連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイント

II. 業績連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイントに、評価対象（対外的に公表した業績予想における連結経常利益の達成度等）から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

業績連動型株式報酬のうち業績連動部分に係る指標は、对外発表の業績予想における連結経常利益の達成度であり、当連結会計年度においては125.7%となっております。当該指標を選択した理由は、社外取締役を除いた取締役にあつては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあつては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含みます。）にあつては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長（濱村聖一2020年9月30日辞任、川瀬太志2020年9月30日就任、川瀬太志2020年12月15日辞任、福島宏人2020年12月15日就任）が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役が担う役割の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、2021年3月30日の取締役会において指名・報酬委員会の設置が決議され、次回の報酬改定時から、取締役の個人別の報酬額は同委員会の諮問を受けることとなっております。

③ 当事業年度に係る報酬等の額

| 区 分                | 員 数         | 基本報酬<br>(百万円) | 役員株式給付引当金<br>繰入額 (百万円) | 報酬等の総額<br>(百万円) |
|--------------------|-------------|---------------|------------------------|-----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 12名<br>(4名) | 132<br>(28)   | 13<br>(4)              | 145<br>(32)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6名<br>(5名)  | 18<br>(11)    | 3<br>(3)               | 21<br>(14)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 18名<br>(9名) | 151<br>(39)   | 16<br>(7)              | 167<br>(46)     |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会で年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役1名）です。また、これとは別枠で、2017年7月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の限度額を95百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会で年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。また、これとは別枠で、2017年7月28日開催の第13期定時株主総会において、監査役に対する業績連動型株式報酬の限度額を25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位       | 氏 名       | 兼 職 す る 法 人 等                                                                                                   | 兼 職 の 内 容                                         |
|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 赤 井 厚 雄   | 株式会社ナウキャスト<br>一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会<br>株式会社スマートプラス                                                              | 取締役会長<br>理事<br><br>常勤監査役                          |
| 取 締 役     | 森 田 正 康   | 株式会社ヒトメディア<br>Classi株式会社<br>株式会社エアトリ<br>株式会社ヒトキインキュベーター<br>English Central Inc.<br>株式会社オープンエイト<br>株式会社アルビレックス新潟 | 代表取締役<br>取締役<br>監査役<br>代表取締役<br>取締役<br>取締役<br>取締役 |
| 取 締 役     | 川 口 有 一 郎 | 早稲田大学 大学院経営管理研究科                                                                                                | 教授                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 朝 倉 祐 治   |                                                                                                                 |                                                   |
| 監 査 役     | 青 木 英 憲   | 株式会社東京ドーム                                                                                                       | 社外監査役                                             |
| 監 査 役     | 辻 高 史     | あすなろ監査法人<br>辻公認会計士事務所<br>株式会社PALTEK                                                                             | 代表社員<br>代表<br>社外取締役                               |

- (注) 1. 取締役赤井厚雄氏は、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会の理事を兼職しております。当社は同法人と営業取引があります。
2. 上記以外に、各社外役員の兼職する法人等と当社との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|            | 取締役会 |       | 監査役会 |      |
|------------|------|-------|------|------|
|            | 出席回数 | 出席率   | 出席回数 | 出席率  |
| 取締役 荻原俊彦   | 7回   | 100%  | —    | —    |
| 取締役 赤井厚雄   | 24回  | 100%  | —    | —    |
| 取締役 森田正康   | 23回  | 95.8% | —    | —    |
| 取締役 川口有一郎  | 11回  | 91.7% | —    | —    |
| 監査役 山本泰功   | 12回  | 100%  | 12回  | 100% |
| 監査役 坂田真吾   | 12回  | 100%  | 12回  | 100% |
| 常勤監査役 朝倉祐治 | 12回  | 100%  | 7回   | 100% |
| 監査役 青木英憲   | 10回  | 83.3% | 7回   | 100% |
| 監査役 辻高史    | 12回  | 100%  | 7回   | 100% |

- (注) 1. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- 取締役荻原俊彦氏は、取締役会において、行政書士としての高い見識や企業での法務実務の豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
- 取締役赤井厚雄氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識や企業経営に関する豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
- 取締役森田正康氏は、取締役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
- 取締役川口有一郎氏は、取締役会において、大学教授としての高い見識と専門性や様々な公的委員を歴任するなどの幅広い経験に基づき、質問・発言を行っております。
- 監査役山本泰功氏は、取締役会・監査役会において、会社経営に関する高い見識と豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
- 監査役坂田真吾氏は、取締役会・監査役会において、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、質問・発言を行っております。
- 監査役朝倉祐治氏は、取締役会・監査役会において、事業会社の管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識に基づき、質問・発言を行っております。
- 監査役青木英憲氏は、取締役会・監査役会において、弁護士として専門的な知識と豊富な経験や事業会社における監査役として豊富な経験と知識に基づき、質問・発言を行っております。
- 監査役辻高史氏は、取締役会・監査役会において、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験や事業会社における監査役として豊富な経験と知識に基づき、質問・発言を行っております。

2. 取締役荻原俊彦氏については、当社取締役に就任していた2020年9月30日以前に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。
3. 監査役山本泰功氏及び坂田真吾氏については、当社監査役に就任していた2020年12月23日以前に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。
4. 取締役川口有一郎氏については、当社取締役に就任した2020年12月23日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。
5. 常勤監査役朝倉祐治氏、監査役青木英憲氏及び辻高史氏については、当社監査役に就任した2020年12月23日以降に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。
6. 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が13回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称 監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人が、2020年10月1日付で監査契約を解除したことに伴い、当社では、2020年10月5日開催の監査役会において、監査法人アリアを一時的会計監査人に選任し、同監査法人が就任いたしました。なお、同監査法人は、2020年12月23日開催の臨時株主総会において、当社の会計監査人に就任しております。

### (2) 報酬等の額

|                     | 有限責任 あずさ監査法人 | 監査法人アリア  |
|---------------------|--------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 116,830千円    | 49,800千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、次のとおりであります。

### 【I】業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス行動指針」を定め、全ての役職員がコンプライアンス経営を理解して責任ある行動をとることを教育・研修活動を通じて周知徹底する。
  - ② 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、役職員は定められた社内規程に従い業務を執行する。
  - ③ コンプライアンスの状況は、リスク管理コンプライアンス強化委員会で定期評価を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要なときは取締役会に提言する。
  - ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し運用するものとし、適切に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
  - ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理を定める「リスク管理及びコンプライアンス強化に関する規程」を制定し、「リスク管理コンプライアンス強化委員会」を設置することにより、リスク管理体制を構築する。
  - ② リスク管理コンプライアンス強化委員会は、グループ会社を含む全社的リスク管理の状況を取締役会へ報告し、必要な場合は、取締役及び取締役会へ提言を行う。
  - ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - ④ 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
  - ③ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、執行役員会を設置し、取締役会への定時報告（緊急案件は随時）と監督を受けながら事業計画を実行する。
  - ④ 総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
  - ② グループ会社の管理は経営企画室が行い、必要に応じてグループ会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
  - ③ 当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体であることが判明した場合には取引を解消する。
  - ② 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

## 【Ⅱ】業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスについて

全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとるために、「コンプライアンス基本方針」を定め当社グループの役職員全員に配布した他、役員を含む全社員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、ポータルサイトにて役職員向けの相談窓口を案内するなど、内部通報制度の環境整備を行いました。

## (2) リスク管理について

リスク管理を定める「リスク管理及びコンプライアンス強化に関する規程」を制定し、「リスク管理コンプライアンス強化委員会」を設置いたしました。同委員会において当社グループのリスクの識別及び評価を行い、重要なリスクについては不測の事態を想定した運用マニュアルを作成する他、取締役への提言を実施いたしました。

## (3) 取締役の効率的な職務執行体制について

当社では、毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたしました。取締役会においては、取締役の人数を12名から7名以内に変更し、取締役5名、社外監査役3名の構成により、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、執行役員会において、取締役会への付議事項や重要な案件、業務の執行状況等について協議しております。

## (4) グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を定めており、経営企画室にて管理体制を整備し、統括しております。各グループ会社では、当社の提供するサービスのノウハウ開発や商品開発を行い、住宅総合展示場へのモデルハウス出展を行うなど、当社グループ全体の業績の向上に努めております。

## (5) 監査役への報告に関する体制について

監査役は当社の重要な会議体への出席者として指定され、監査役への報告体制を整備しております。また、内部監査部門及び会計監査人から定期的に報告を受ける他、当社及び子会社の取締役及び監査役から業績、事業の運営状況について報告を受け、監査の実効性を高めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定した経営基盤の確立を目指すとともに、株主に対する利益配分を最重要政策の一つと認識し、収益力の強化に努め、安定した配当を継続することを基本方針としております。事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ配当をして参りたいと考えており、配当性向としては30%を目安としております。

しかしながら、当連結会計年度におきましては、第三者委員会の調査費用や、過年度決算の訂正にともなう追加監査費用等を特別損失に計上した結果、当期純利益が大幅な損失となったため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,549,662</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,435,744</b> |
| 現金及び預金             | 1,463,691        | 買掛金                  | 478,732          |
| 受取手形及び売掛金          | 618,031          | 短期借入金                | 840,169          |
| 商 品                | 90,462           | 1年内返済予定の長期借入金        | 292,232          |
| 販売用不動産             | 114,690          | リース債務                | 13,124           |
| 前 渡 金              | 77,967           | 未払金                  | 170,143          |
| そ の 他              | 202,809          | 未払法人税等               | 51,268           |
| 貸倒引当金              | △17,991          | 前受金                  | 341,737          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,226,506</b> | 賞与引当金                | 17,454           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>350,842</b>   | 訂正関連費用引当金            | 45,420           |
| 建物及び構築物            | 236,286          | そ の 他                | 185,463          |
| 機 械 及 び 装 置        | 4,432            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>700,142</b>   |
| 工具、器具及び備品          | 57,381           | 長期借入金                | 523,197          |
| 土 地                | 48,300           | リース債務                | 25,044           |
| リース資産              | 4,242            | 役員株式給付引当金            | 18,427           |
| そ の 他              | 200              | 株式給付引当金              | 122,132          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>509,139</b>   | そ の 他                | 11,341           |
| の れ ん              | 185,500          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,135,887</b> |
| ソフトウエア             | 252,461          | <b>(純資産の部)</b>       |                  |
| そ の 他              | 71,177           | 株 主 資 本              | <b>589,474</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>366,524</b>   | 資 本 金                | <b>433,554</b>   |
| 投資有価証券             | 2,000            | 資 本 剰 余 金            | <b>358,563</b>   |
| 敷金及び保証金            | 181,886          | 利 益 剰 余 金            | <b>53,520</b>    |
| 繰延税金資産             | 141,832          | 自 己 株 式              | <b>△256,163</b>  |
| そ の 他              | 87,607           | 新 株 予 約 権            | <b>1,248</b>     |
| 貸倒引当金              | △46,801          | 非支配株主持分              | <b>49,559</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,776,169</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>640,281</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,776,169</b> |

## 連結損益計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

| 科               | 目         | 金 | 額        |
|-----------------|-----------|---|----------|
| 売上高             | 8,333,582 |   |          |
| 売上原価            | 4,141,081 |   |          |
| 売上総利益           | 4,192,501 |   |          |
| 販売費及び一般管理費      | 3,851,814 |   |          |
| 営業利益            | 340,687   |   |          |
| 営業外収益           |           |   |          |
| 受取利息            | 7         |   |          |
| 補助金収入           | 22,985    |   |          |
| 保険解約返戻金         | 21,021    |   |          |
| その他             | 2,874     |   | 46,889   |
| 営業外費用           |           |   |          |
| 支払利息            | 8,465     |   |          |
| 市場変更関連費用        | 18,591    |   |          |
| 和解金             | 4,838     |   |          |
| その他             | 2,939     |   | 34,835   |
| 経常利益            | 352,741   |   |          |
| 特別利益            |           |   |          |
| 固定資産売却益         | 1,778     |   | 1,778    |
| 特別損失            |           |   |          |
| 固定資産売却損         | 6,805     |   |          |
| 固定資産除却損         | 8,636     |   |          |
| 減損損失            | 251,328   |   |          |
| 投資有価証券評価損       | 15,790    |   |          |
| 訂正関連費用引当金繰入額    | 683,243   |   | 965,804  |
| 税金等調整前当期純損失     |           |   | △611,284 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 91,599    |   |          |
| 法人税等調整額         | △58,104   |   | 33,494   |
| 当期純損失           |           |   | △644,779 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |           |   | 8,312    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |           |   | △653,091 |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本 |              |            |          |                |
|----------------------------------|---------|--------------|------------|----------|----------------|
|                                  | 資 本 金   | 資 本 金<br>剰 余 | 剰 余<br>益 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |
| 当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高            | 433,327 | 356,974      | 771,529    | △299,539 | 1,262,291      |
| 誤謬の訂正による累積的影響額                   |         | 2,407        | △20,572    |          | △18,165        |
| 誤謬の修正を反映した<br>2020年5月1日残高        | 433,327 | 359,381      | 750,957    | △299,539 | 1,244,126      |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額              |         |              |            |          |                |
| 新 株 の 発 行                        | 226     | 226          |            | 29,188   | 29,641         |
| 剰 余 金 の 配 当                      |         |              | △44,346    |          | △44,346        |
| 自 己 株 式 の 処 分                    |         |              |            | 14,188   | 14,188         |
| 連結子会社株式の取得による<br>持 分 の 増 減       |         | △1,045       |            |          | △1,045         |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失          |         |              | △653,091   |          | △653,091       |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) |         |              |            |          |                |
| 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額<br>合 計       | 226     | △818         | △697,437   | 43,376   | △654,652       |
| 当 連 結 会 計 年 度 末 残 高              | 433,554 | 358,563      | 53,520     | △256,163 | 589,474        |

|                                  | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|----------------------------------|-------|---------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高                      | 1,248 | 48,092  | 1,311,632 |
| 誤謬の訂正による累積的影響額                   |       | △1,945  | △20,110   |
| 誤謬の修正を反映した<br>2020年5月1日残高        | 1,248 | 46,147  | 1,291,522 |
| 当連結会計年度変動額                       |       |         |           |
| 新株の発行                            |       |         | 29,641    |
| 剰余金の配当                           |       |         | △44,346   |
| 自己株式の処分                          |       |         | 14,188    |
| 連結子会社株式の取得による<br>持分の増減           |       |         | △1,045    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失              |       |         | △653,091  |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) |       | 3,412   | 3,412     |
| 当連結会計年度変動額計<br>当合                | —     | 3,412   | △651,240  |
| 当連結会計年度末残高                       | 1,248 | 49,559  | 640,281   |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |           |                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数  | 12社                                                                                                                                                                                                                            |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社 a n s<br>一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会<br>株式会社K-コンサルティング<br>株式会社アール・プラス・マテリアル<br>株式会社ウェルハウジング<br>ハイアス・プロパティマネジメント株式会社<br>ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社<br>株式会社LHアーキテクチャ<br>SUNRISE株式会社<br>株式会社HCマテリアル<br>GARDENS GARDEN株式会社<br>株式会社家価値サポート |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 8～22年 |
| 機械装置      | 7～8年  |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |

## ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|     |     |
|-----|-----|
| 特許権 | 8年  |
| 商標権 | 10年 |

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

## ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

## 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

## 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

## ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 販売用不動産の評価

当社グループは、販売用不動産の評価について、個別法による原価法(貸借対照表価格については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっており、収益性の低下した販売用不動産については、正味売却価格をもって貸借対照表価格としております。

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表計上額

|        |           |
|--------|-----------|
| 販売用不動産 | 114,690千円 |
|--------|-----------|

連結損益計算書計上額

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 | 59,933千円 |
|-------------------|----------|

#### ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

算出方法

販売見込額は、近隣市場の販売価格に基づいて算定した価格を基礎にして見積っております。

### (2) 固定資産及びのれんの減損

#### ① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

|      |           |
|------|-----------|
|      | 当連結会計年度   |
| 減損損失 | 251,328千円 |

#### ② 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

##### イ. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、モデルハウスなどの固定資産を保有しております。固定資産のうち、減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損した当該金額を減損損失として計上いたします。

当連結会計年度においては、連結子会社が保有する固定資産（モデルハウスの建物など）について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、減損損失を特別損失として計上いたしました。

##### ロ. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、連結子会社の将来事業計画を使用しております。

##### ハ. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来事業計画の達成が困難な状況が発生した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、固定資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (3) 繰延税金資産の評価

## ①当社とその連結子会社の繰延税金資産の回収可能性

## イ. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当社及び一部の連結子会社において計上した繰延税金資産  
141,832千円

## ②連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

## イ. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、中期計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

## ロ. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウイルスの感染状況に加え、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、過年度における不適切な会計処理が発覚したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首における純資産の調簿価格に反映しております。

これにより、当連結会計年度の期首の資本剰余金が2,407千円増加し、繰越利益剰余金が20,572千円、非支配株主持分が1,945千円それぞれ減少しております。

## 4. 追加情報

当社は、当連結会計年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してまいりました。

2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書で当該不適切会計問題に関する指摘を受け、当社は過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出いたしました。しかし、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人からは、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在するとの指摘を受け、監査意見は意見不表明となりました。

当社は、当該状況を解消すべく、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任するなどの経営体制の刷新を図っております。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日に開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するためリスタート委員会を設置し、再発防止策の実行を推進しており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスのさらなる改革も進めております。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 281,523千円

### (2)偶発債務

当社は、当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書（以下「本件支払約定書」といいます。）に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。同日に提出しました第17期第2四半期報告書では、「この支払約定書の法的有効性や金額の根拠は顧問弁護士と確認しております。弁護士見解によれば現時点での支払約定書記載の金額によらず当社が何らかの債務を負うとしても、その金額は3,000万円に留まるとの整理はあり得ると考えられるとのことです。当社の代表権を有する者が当社を代表して支払いを約束したものと、当社に効果が帰属するとされる可能性があります。」と記載いたしました。

その後当社は、まず、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を当社が負うのか否かを明らかにするべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士からの2021年1月28日付の報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、当社は、本件支払約定書の事実関係を調査するため、2021年2月4日に第三者委員会を設置し、2021年3月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する2億4,000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年3月10日付でa氏より「令和2年10月1日付、支払約定書」という件名で、支払い期限を2021年3月31日とする1,400万円の請求書が当社に送られてきました。当社としましては、上記のとおり2億4,000万円の債務を負うことはないと判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを法的に確定させるために債務不存在確認判決を受けることが適切であると考え、3月15日開催の取締役会にて、a氏に対し、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議し、3月16日に提訴いたしました。

当社は本件支払約定書に関する債務は存在しないものと考えておりますが、現時点で当社の連結業績に与える影響は不明であります。これにより、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、連結財務諸表には反映しておりません。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 23,345,700株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

| 決 議                     | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2020年7月30日<br>定時株主総会（注） | 普通株式  | 44,346千円 | 1.90円    | 2020年4月30日 | 2020年7月31日 |

（注）配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 1,814,400株

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業の業績変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-----------------|--------------------|-----------|---------|
| ①現金及び預金         | 1,463,691          | 1,463,691 | —       |
| ②受取手形及び売掛金      | 618,031            | 618,031   | —       |
| ③敷金及び保証金        | 181,886            | 178,688   | △3,197  |
| 資産計             | 2,263,609          | 2,260,412 | △3,197  |
| ①買掛金            | 478,732            | 478,732   | —       |
| ②短期借入金          | 840,169            | 840,169   | —       |
| ③未払金            | 170,143            | 170,143   | —       |
| ④未払法人税等         | 51,268             | 51,268    | —       |
| ⑤長期借入金（１年内返済含む） | 815,429            | 814,202   | △1,226  |
| 負債計             | 2,355,742          | 2,354,515 | △1,226  |

(注) １. 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負債

## ①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ⑤長期借入金（１年内返済含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 2,000          |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には記載しておりません。

## ８．１株当たり情報に関する注記

- (1) １株当たり純資産額 25円67銭  
 (2) １株当たり当期純損失 △28円45銭

当社は、株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、１株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は383,840株、期中平均株式数は442,252株であります。

## ９．重要な後発事象に関する注記

（株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けの結果及び第三者割当増資の払込完了について）

株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」といいます。）が2021年4月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。

なお、当社が2021年4月14日付で公表した「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（2021年5月14日付で公表いたしました「（変更）「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含み、以下、「2021年4月14日付プレスリリース」といいます。）でご案内しましたくふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関して、2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

また、2021年6月4日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）をもって、当社の親会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けを通じて、くふうカンパニーが当社株式5,746,130株を取得した旨の報告を受けました。

2. 本第三者割当増資の金銭の払込みについて

2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 払込日：         | 2021年6月4日           |
| 発行新株式数：      | 普通株式 13,751,600株    |
| 発行価額：        | 1株138円              |
| 払込金額の総額：     | 1,897,720,800円      |
| 増加する資本金の額：   | 948,860,400円（1株69円） |
| 増加する資本準備金の額： | 948,860,400円（1株69円） |

3. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（1）異動が生じる経緯

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けにおいて当社の普通株式5,746,130株の応募があり、その全てについて株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受け、2021年6月4日にくふうカンパニーからの本第三者割当増資の金銭の払込みが完了いたしました。この結果、当社の総株主の議決権の数に対するくふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50%を超えることとなり、くふうカンパニーは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになりました。

(2) 異動する株主の概要

|      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 名 称                                    | 株式会社くふうカンパニー                                                                                                                                                                                                                                          |
| (2)  | 所 在 地                                  | 東京都港区三田一丁目4番28号                                                                                                                                                                                                                                       |
| (3)  | 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名                      | 代表取締役 堀口 育代<br>代表取締役 新野 将司                                                                                                                                                                                                                            |
| (4)  | 事 業 内 容                                | グループ全体の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務<br>グループ会社における事業活動の推進及び支援に係る業務<br>起業家、若手経営者、ベンチャー企業の支援に係る業務                                                                                                                                                              |
| (5)  | 資 本 金                                  | 81百万円 (2021年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6)  | 設 立 年 月 日                              | 2018年 (平成30年) 10月1日                                                                                                                                                                                                                                   |
| (7)  | 連 結 純 資 産                              | 4,716百万円 (2021年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                               |
| (8)  | 連 結 総 資 産                              | 8,473百万円 (2021年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                               |
| (9)  | 大 株 主 及 び 持 株 比 率<br>(2021年3月31日現在(注)) | 稲田 誉輝: 56.70%<br>石渡 進介: 1.82%<br>Y J 1号投資事業組合: 1.66%<br>UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ<br>東京支店): 1.55%<br>渡邊 一生: 1.55%<br>山崎 令二郎: 1.49%<br>株式会社SBI証券: 1.35%<br>株式会社日本カストディ銀行 (信託口): 1.23%<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口): 1.20%<br>楽天証券株式会社: 1.17% |
| (10) | 上 場 会 社 と<br>くふうカンパニーの関係               | 資本関係                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      |                                        | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                           |
|      |                                        | 該当事項はありません。<br>なお、当社は、くふうカンパニーに対して当社のガバナンスの再構築及び強化に資する複数の取締役候補者を派遣するよう要請しております。                                                                                                                                                                       |
|      |                                        | 取引関係                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      |                                        | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                           |

(注) 「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、くふうカンパニーの発行済株式総数から自己株式を除いた総数に対する所有株式数の割合 (表示桁未満の端数を切り捨て) を記載しております。

(3) 異動前後におけるくふうカンパニーの所有する議決権の数及び議決権所有割合

|                       | 属性               | 議決権の数（議決権所有割合）       |            |                      | 大株主<br>順位 |
|-----------------------|------------------|----------------------|------------|----------------------|-----------|
|                       |                  | 直接所有分                | 合算対象分      | 合計                   |           |
| 異動前<br>(2021年5月29日現在) | —                | —                    | —          | —                    | —         |
| 異動後                   | 親会社及び主要株主である筆頭株主 | 194,977個<br>(52.56%) | 一個<br>(—%) | 194,977個<br>(52.56%) | 第1位       |

(注) 1. 異動後の「議決権所有割合」は、2021年4月30日現在の発行済株式総数（23,345,700株）から、当社が所有する自己株式数（172株）を控除した株式数（23,345,528株）に、本第三者割当増資によりくふうカンパニーが引き受ける当社株式数を加えた当社株式数（37,097,128株）に係る議決権の数（370,933個）に占める割合をいいます。

2. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。以下同じです。

(4) 異動年月日

2021年6月4日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

今後の見通しは、2021年4月14日付プレスリリースに記載の内容から変更ありません。当社は、本公開買付け及び本第三者割当増資によりくふうカンパニーの連結子会社となる予定ですが、当社株式は引き続き上場を維持する方針です。

10. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,795,319</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,952,787</b> |
| 現金及び預金             | 747,696          | 買掛金                    | 207,444          |
| 受取手形               | 978              | 短期借入金                  | 990,169          |
| 売掛金                | 309,279          | 1年内返済予定の長期借入金          | 289,982          |
| 商品                 | 90,414           | リース債務                  | 11,486           |
| 販売用不動産             | 94,737           | 未払金                    | 153,589          |
| 前渡金                | 33,990           | 未払費用                   | 61,310           |
| 前払費用               | 81,948           | 未払法人税等                 | 8,589            |
| 関係会社短期貸付金          | 386,602          | 未払消費税等                 | 1,105            |
| その他の金              | 64,776           | 前受金                    | 157,328          |
| 貸倒引当金              | △15,105          | 預り金                    | 24,813           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>992,657</b>   | その他の他                  | 46,966           |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>303,050</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>510,670</b>   |
| 建物                 | 191,374          | 長期借入金                  | 380,447          |
| 構築物                | 8,984            | リース債務                  | 19,356           |
| 機械及び装置             | 4,432            | 役員株式給付引当金              | 18,427           |
| 工具、器具及び備品          | 48,988           | 株式給付引当金                | 91,439           |
| 土地                 | 48,300           | その他の他                  | 1,000            |
| リース資産              | 499              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,463,457</b> |
| 賃貸用固定資産            | 471              | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>482,348</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>323,270</b>   |
| のれん                | 185,500          | 資 本 金                  | 433,554          |
| 特許権                | 1,065            | 資 本 剰 余 金              | 363,153          |
| 商標権                | 4,134            | 資 本 準 備 金              | 333,554          |
| ソフトウェア             | 225,724          | その他資本剰余金               | 29,598           |
| ソフトウェア仮勘定          | 38,945           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△217,273</b>  |
| リース資産              | 26,978           | その他利益剰余金               | △217,273         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>207,258</b>   | 繰越利益剰余金                | △217,273         |
| 関係会社株式             | 217,639          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△256,163</b>  |
| 関係会社長期貸付金          | 391,275          | 新株予約権                  | 1,248            |
| 破産更生債権等            | 46,589           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>324,518</b>   |
| 繰延税金資産             | 129,147          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,787,976</b> |
| 敷金及び保証金            | 133,880          |                        |                  |
| その他の金              | 15,474           |                        |                  |
| 貸倒引当金              | △726,747         |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,787,976</b> |                        |                  |

## 損 益 計 算 書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

| 科 目          |            | 金 額 |
|--------------|------------|-----|
| 売上           | 5,235,059  |     |
| 売上           | 2,168,528  |     |
| 販売費及び一般管理費   | 3,066,530  |     |
| 営業外収益        | 2,834,211  |     |
| 営業外費用        | 232,319    |     |
| 受取利息         | 11,738     |     |
| 受取配当金        | 60,971     |     |
| 賃貸業務受取遅延成約の  | 822        |     |
| 受助保そ         | 7,800      |     |
| 営業外費用        | 339        |     |
| 支減市場貸倒引当金の   | 11,524     |     |
| 特別利          | 21,010     |     |
| 固定資産の        | 4,236      |     |
| 特別損失         | 118,443    |     |
| 投資有価証券評価損    | 8,119      |     |
| 子会社株式評価損     | 3,316      |     |
| 訂正関連費用引当金繰入  | 18,591     |     |
| そ            | 680,158    |     |
| 税引前当期純損失     | 710,185    |     |
| 法人税、住民税及び事業税 | △359,422   |     |
| 法人税等調整額      | 1,778      |     |
| 当期純損失        | 11         |     |
|              | 1,790      |     |
|              | 15,790     |     |
|              | 35,999     |     |
|              | 677,013    |     |
|              | 7,570      |     |
|              | 736,374    |     |
|              | △1,094,006 |     |
|              | 858        |     |
|              | △63,062    |     |
|              | △63,203    |     |
|              | △1,031,802 |     |

# 株主資本等変動計算書

( 2020年5月1日から  
2021年4月30日まで )

(単位：千円)

|                       | 株 主 資 本 |           |        |         |            |            |           |            |
|-----------------------|---------|-----------|--------|---------|------------|------------|-----------|------------|
|                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |        |         | 利 益 剰 余 金  |            |           | 自 己 株 式    |
|                       |         | 資 本 金     | 資 本 金  | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金 |            |
| 当事業年度期首高              | 433,327 | 333,327   | 29,598 | 362,926 | 874,951    | 874,951    | △299,539  | 1,371,665  |
| 誤謬の訂正による累積的影響額        |         |           |        |         | △16,076    | △16,076    |           | △16,076    |
| 誤謬の訂正を反映した2020年5月1日残高 | 433,327 | 333,327   | 29,598 | 362,926 | 858,875    | 858,875    | △299,539  | 1,355,589  |
| 事業年度中の変動額             |         |           |        |         |            |            |           |            |
| 新株の発行                 | 226     | 226       |        | 226     |            |            | 29,188    | 29,641     |
| 剰余金の配当                |         |           |        |         | △44,346    | △44,346    |           | △44,346    |
| 自己株式の処分               |         |           |        |         |            |            | 14,188    | 14,188     |
| 当期純利益                 |         |           |        |         | △1,031,802 | △1,031,802 |           | △1,031,802 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)   |         |           |        |         |            |            |           | —          |
| 事業年度中の変動額合計           | 226     | 226       | —      | 226     | △1,076,148 | △1,076,148 | 43,376    | △1,032,318 |
| 当事業年度期末高              | 433,554 | 333,554   | 29,598 | 363,153 | △217,273   | △217,273   | △256,163  | 323,270    |

|                               | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------------|--------------|--------------|
| 当事業年度期首<br>残高                 | 1,248        | 1,372,913    |
| 誤謬の訂正によ<br>る累積的影響額            |              | △16,076      |
| 誤謬の訂正を反<br>映した2020年<br>5月1日残高 | 1,248        | 1,356,837    |
| 事業年度中の<br>変動額                 |              |              |
| 新株の発行                         |              | 29,641       |
| 剰余金の配当                        |              | △44,346      |
| 自己株式の処<br>分                   |              | 14,188       |
| 当期純利益                         |              | △1,031,802   |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額)   |              |              |
| 事業年度中の<br>変動額合計               | －            | △1,032,318   |
| 当事業年度期末<br>残高                 | 1,248        | 324,519      |

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- |                                                            |                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法<br>子会社株式及び関連会社株式<br>時価のないもの<br>その他有価証券 | 移動平均法による原価法<br>移動平均法による原価法                                                                                                     |
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法<br>商品                                 | 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。                                                                                      |
| 販売用不動産                                                     | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。                                                                                        |
| (3) 固定資産の減価償却の方法<br>有形固定資産<br>（賃貸用固定資産及び<br>リース資産を除く）      | 建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。<br>なお主な耐用年数は以下のとおりであります。                                       |
|                                                            | 建物 15～22年                                                                                                                      |
|                                                            | 構築物 15年                                                                                                                        |
|                                                            | 機械及び装置 7～8年                                                                                                                    |
|                                                            | 工具、器具及び備品 2～20年                                                                                                                |
| 賃貸用固定資産                                                    | 賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。<br>なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。 |
|                                                            | 建物 8年                                                                                                                          |
|                                                            | 工具、器具及び備品 8年                                                                                                                   |
| 無形固定資産<br>（リース資産を除く）                                       | 定額法を採用しております。<br>なお、主な償却年数は以下のとおりであります。                                                                                        |
|                                                            | 特許権 8年                                                                                                                         |
|                                                            | 商標権 10年                                                                                                                        |
|                                                            | なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。                                                                       |
| リース資産                                                      | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                 |

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産の評価

連結計算書類における注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 債務超過の子会社に対する貸付金の評価

当社グループでは、グループ会社の資金については当社にて一元管理しており、必要に応じて当社より資金を融通しております。貸付けを行う際は、貸付先の連結子会社毎に事業計画に沿った返済計画の合理性を確認した上で貸付けを実行しております。その後、連結子会社の経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰り見通し等連結子会社の支払能力を総合的に判断した上で、每期その回収可能性の検討を行っております。

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

|                     | 当事業年度     |
|---------------------|-----------|
| 債務超過の連結子会社に対する貸付金残高 | 693,907千円 |
| 対応する貸倒引当金計上額        | 691,757千円 |

② 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

債務超過の連結子会社に対する貸付金は、貸倒懸念債権等に区分しており、「1. 重要な会計方針

(4) 引当金の計上基準」に記載のとおり、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する財務内容評価法を使用しております。

ロ. 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能性の検討にあたり、貸付先の将来事業計画を使用しております。将来事業計画は、貸付先の財政状態・経営成績、キャッシュ・フローの状況等及び将来も含む業績見通しを含む返済計画の前提となっており、債務者の返済能力の判断に影響を与えます。

ハ、翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来事業計画の達成が困難な状況が発生した場合には、財務諸表において将来貸倒引当金を追加計上する可能性があり、債務超過が解消された場合には貸倒引当金を戻入する可能性があります。

(3) 子会社株式評価損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

|          | 当事業年度    |
|----------|----------|
| 子会社株式評価損 | 35,999千円 |

② 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ、当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

時価のない有価証券は、実質価額が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合には、回復可能性等を考慮したうえで評価損を計上しております。

ロ、当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の事業計画に基づき、回復可能性を検討しております。

ハ、翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の市況悪化又は投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、評価損を計上する可能性があります。

(4) 繰延税金資産の評価

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 129,147千円

② 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ、当事業年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、中期計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

ロ、翌事業年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウイルスの感染状況に加え、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、過年度における不適切な会計処理が発覚したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首における純資産の調簿価格に反映しております。これにより、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が16,076千円減少しております。

#### 4. 追加情報

当社は、当事業年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してまいりました。

2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書で当該不適切会計問題に関する指摘を受け、当社は過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出致しました。

しかし、前事業年度を含む過年度決算に関して、前任監査人からは、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在するとの指摘を受け、監査意見は意見不表明となりました。

当社は、当該状況を解消すべく、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任するなどの経営体制の刷新を図っております。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日に開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するためリスタート委員会を設置し、再発防止策の実行を推進しており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスのさらなる改革を進めております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 189,377千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）  
短期金銭債権 438,421千円 短期金銭債務 196,120千円
- (3) 偶発債務

当社は、当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書（以下「本件支払約定書」といいます。）に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。同日に提出しました第17期第2四半期報告書では、「この支払約定書の法的有効性や金額の根拠は顧問弁護士と確認しております。弁護士見解によれば現時点での支払約定書記載の金額によらず当社が何らかの債務を負うとしても、その金額は3,000万円に留まるとの整理はあり得ると考えられるとのことです。当社の代表権を有する者が当社を代表して支払いを約束したものととして、当社に効果が帰属するとされる可能性があります。」と記載いたしました。

その後当社は、まず、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を当社が負うのか否かを明らかにすべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士からの2021年1月28日付の報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、当社は、本件支払約定書の実事関係を調査するため、2021年2月4日に第三者委員会を設置し、2021年3月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する2億4,000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年3月10日付でa氏より「令和2年10月1日付、支払約定書」という件名で、支払い期限を2021年3月31日とする1,400万円の請求書が当社に送られてきました。当社としましては、上記のとおり2億4,000万円の債務を負うことはないと判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを法的に確定させるために債務不存在確認判決を受けることが適切であると考え、3月15日開催の取締役会にて、a氏に対し、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議し、3月16日に提訴いたしました。

当社は本件支払約定書に関する債務は存在しないものと考えておりますが、現時点で当社の連結業績に与える影響は不明であります。これにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、財務諸表には反映しておりません。

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|                 |      |           |
|-----------------|------|-----------|
| 営業取引による取引高      | 売上高  | 374,414千円 |
|                 | 営業費用 | 296,705千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 |      | 81,088千円  |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株数  
普通株式 384,012株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式のうち、信託が所有する株式数  
普通株式 383,840株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |            |
|-----------|------------|
| 貸倒引当金     | 227,155千円  |
| 未払事業所税    | 779千円      |
| 販売用不動産    | 18,844千円   |
| 資産除去債務    | 6,743千円    |
| 子会社株式     | 15,309千円   |
| 投資有価証券    | 12,248千円   |
| 役員株式給付引当金 | 5,642千円    |
| 株式給付引当金   | 27,998千円   |
| 欠損金       | 87,193千円   |
| その他       | 248千円      |
| 繰延税金資産小計  | 402,162千円  |
| 評価性引当額    | △273,015千円 |
| 繰延税金資産合計  | 129,147千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 129,147千円  |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                        | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                            | 取引金額<br>(千円)               | 科 目            | 期末残高<br>(千円)       |
|-----|-------------------------------|-------------------|---------------|----------------------------------|----------------------------|----------------|--------------------|
| 子会社 | 株式会社<br>K-コンサル<br>ティング        | 所有<br>直接 75%      | 資金の貸借         | 資金の回収(注)<br>利息の受取(注)             | 26,150<br>1,054            | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 39,896<br>17,850   |
| 子会社 | 株式会社<br>アール・プ<br>ラス・マテ<br>リアル | 所有<br>直接 100%     | 資金の貸借         | 資金の借入(注)                         | 100,000                    | 短期借入金<br>未払金   | 100,000<br>524     |
| 子会社 | 株式会社<br>ウェルハウ<br>ジング          | 所有<br>直接 75%      | 資金の貸借         | 資金の貸付(注)<br>資金の回収(注)<br>利息の受取(注) | 100,000<br>72,750<br>3,062 | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 134,750<br>110,765 |

| 種 類 | 会社等の名称                           | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                | 取引金額<br>(千円)     | 科 目            | 期末残高<br>(千円)       |
|-----|----------------------------------|-------------------|---------------|----------------------|------------------|----------------|--------------------|
| 子会社 | ハياس・<br>キャピタル<br>マネジメン<br>ト株式会社 | 所有<br>直接 100%     | 資金の貸借         | 資金の借入(注)<br>利息の支払(注) | 30,000<br>151    | 短期借入金          | 30,000             |
| 子会社 | 株式会社<br>LHアーキ<br>テクチャ            | 所有<br>直接 60%      | 資金の貸借         | 資金の貸付(注)<br>利息の受取(注) | 100,000<br>5,738 | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 146,350<br>215,380 |
| 子会社 | SUNRISE<br>株式会社                  | 所有<br>直接 75%      | 資金の貸借         | 資金の回収(注)<br>利息の受取(注) | 37,104<br>1,345  | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 45,728<br>27,200   |
| 子会社 | GARDENS<br>GARDEN<br>株式会社        | 所有<br>直接 80%      | 資金の貸借         | 資金の貸付(注)<br>利息の受取(注) | 20,000<br>487    | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 19,920<br>20,080   |

(注) 貸付金及び借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 14円7銭  
(2) 1株当たり当期純損失 △44円94銭

当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を計算書類において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

当事業年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は383,840株、期中平均株式数は442,252株であります。

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

(株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けの結果及び第三者割当増資の払込完了について)

株式会社くふうカンパニー（以下「くふうカンパニー」といいます。）が2021年4月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。

なお、当社が2021年4月14日付で公表した「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（2021年5月14日付で公表いたしました「（変更）「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含み、以下、「2021年4月14日付プレスリリース」といいます。）でご案内しましたくふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）に関して、2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

また、2021年6月4日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）をもって、当社の親会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けを通じて、くふうカンパニーが当社株式5,746,130株を取得した旨の報告を受けました。

2. 本第三者割当増資の金銭の払込みについて

2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

|              |                     |
|--------------|---------------------|
| 払込日：         | 2021年6月4日           |
| 発行新株式数：      | 普通株式 13,751,600株    |
| 発行価額：        | 1株138円              |
| 払込金額の総額：     | 1,897,720,800円      |
| 増加する資本金の額：   | 948,860,400円（1株69円） |
| 増加する資本準備金の額： | 948,860,400円（1株69円） |

3. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

（1）異動が生じる経緯

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けにおいて当社の普通株式5,746,130株の応募があり、その全てについて株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受け、2021年6月4日にくふうカンパニーからの本第三者割当増資の金銭の払込みが完了いたしました。この結果、当社の総株主の議決権の数に対するくふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50%を超えることとなり、くふうカンパニーは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになりました。

(2) 異動する株主の概要

|      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 名 称                                    | 株式会社くふうカンパニー                                                                                                                                                                                                                                          |
| (2)  | 所 在 地                                  | 東京都港区三田一丁目4番28号                                                                                                                                                                                                                                       |
| (3)  | 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名                      | 代表取締役 堀口 育代<br>代表取締役 新野 将司                                                                                                                                                                                                                            |
| (4)  | 事 業 内 容                                | グループ全体の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務<br>グループ会社における事業活動の推進及び支援に係る業務<br>起業家、若手経営者、ベンチャー企業の支援に係る業務                                                                                                                                                              |
| (5)  | 資 本 金                                  | 81百万円 (2021年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6)  | 設 立 年 月 日                              | 2018年 (平成30年) 10月1日                                                                                                                                                                                                                                   |
| (7)  | 連 結 純 資 産                              | 4,716百万円 (2021年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                               |
| (8)  | 連 結 総 資 産                              | 8,473百万円 (2021年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                               |
| (9)  | 大 株 主 及 び 持 株 比 率<br>(2021年3月31日現在(注)) | 稲田 誉輝: 56.70%<br>石渡 進介: 1.82%<br>Y J 1号投資事業組合: 1.66%<br>UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ<br>東京支店): 1.55%<br>渡邊 一生: 1.55%<br>山崎 令二郎: 1.49%<br>株式会社SBI証券: 1.35%<br>株式会社日本カストディ銀行 (信託口): 1.23%<br>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口): 1.20%<br>楽天証券株式会社: 1.17% |
| (10) | 上 場 会 社 と<br>くふうカンパニーの関係               | 資本関係                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      |                                        | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                           |
|      |                                        | 該当事項はありません。<br>なお、当社は、くふうカンパニーに対して当社のガバナンスの再構築及び強化に資する複数の取締役候補者を派遣するよう要請しております。                                                                                                                                                                       |
|      |                                        | 取引関係                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      |                                        | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                           |

(注) 「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、くふうカンパニーの発行済株式総数から自己株式を除いた総数に対する所有株式数の割合 (表示桁未満の端数を切り捨て) を記載しております。

(3) 異動前後におけるくふうカンパニーの所有する議決権の数及び議決権所有割合

|                       | 属性               | 議決権の数（議決権所有割合）       |            |                      | 大株主<br>順位 |
|-----------------------|------------------|----------------------|------------|----------------------|-----------|
|                       |                  | 直接所有分                | 合算対象分      | 合計                   |           |
| 異動前<br>(2021年5月29日現在) | —                | —                    | —          | —                    | —         |
| 異動後                   | 親会社及び主要株主である筆頭株主 | 194,977個<br>(52.56%) | 一個<br>(—%) | 194,977個<br>(52.56%) | 第1位       |

(注1) 異動後の「議決権所有割合」は、2021年4月30日現在の発行済株式総数（23,345,700株）から、当社が所有する自己株式数（172株）を控除した株式数（23,345,528株）に、本第三者割当増資によりくふうカンパニーが引き受ける当社株式数を加えた当社株式数（37,097,128株）に係る議決権の数（370,933個）に占める割合をいいます。

(注2) 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。以下同じです。

(4) 異動年月日

2021年6月4日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

今後の見通しは、2021年4月14日付プレスリリースに記載の内容から変更ありません。当社は、本公開買付け及び本第三者割当増資によりくふうカンパニーの連結子会社となる予定ですが、当社株式は引き続き上場を維持する方針です。

## 12. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 茂 木 秀 俊 ⑩ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 山 中 康 之 ⑩ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |

## 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 限定付適正意見の根拠

「追加情報」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出した。しかし、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。

当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高を含めた当連結会計年度の連結計算書類についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三者調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加的手続を実施した。

当連結会計年度の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当連結会計年度の計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高を含めた連結計算書類について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高を含めた当連結会計年度の連結計算書類について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当連結会計年度の数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーによる会社の普通株式に対する公開買付けは2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けは成立した。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーに対して第三者割当による新株式の発行を行い、2021年6月4日に払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア  
東京都港区

|             |       |           |
|-------------|-------|-----------|
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 茂 木 秀 俊 ⑩ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |
| 代 表 社 員     | 公認会計士 | 山 中 康 之 ⑩ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |           |

#### 限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 限定付適正意見の根拠

「追加情報」に記載のとおり、会社は、当事業年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出した。しかし、前事業年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。

当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高を含めた当事業年度の計算書類等についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三者調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加的手続を実施した。

当事業年度の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当事業年度の計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高を含めた計算書類等について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高を含めた当事業年度の計算書類等について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当事業年度の数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーによる会社の普通株式に対する公開買付けは2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けは成立した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーに対して第三者割当による新株式の発行を行い、2021年6月4日に払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

はじめに、当社においては、2020年10月26日付「第三者委員会の最終調査報告書公表に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第三者委員会の調査により不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景が明らかにされ、過年度決算を訂正するとともに、再発防止策の提言等を受けました。また、同第三者委員会の調査報告により取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の不備及び内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の不備など、当社グループの内部統制の不備が判明いたしました。

当監査役会の監査役朝倉祐治、青木英憲、辻高史は、2020年12月23日開催の臨時株主総会終結の時をもって前監査役全員が辞任したことを受け、その後任として就任いたしました。第三者委員会からの提言を真摯に受け止め、不適切な会計処理の原因を解消し、将来に亘って再発を防止するための改善の取り組みについて監視及び検証を進めてまいります。

- (1) 監査役就任以降、当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役就任以降、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 監査役就任以降、各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 監査役就任以降、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行については、過去の決算において、元取締役が在任中に関与した不適切な会計処理が判明しました。その後、第三者委員会の調査により、当社における不適切会計とそれらが生じた原因、背景について明らかにされ、取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如が判明いたしました。監査役会は、不適切な会計処理に関与した元取締役に対し、法令遵守義務及び取締役としての善管注意義務に違反したことを理由として、その法的責任を明確にするため、2021年6月28日に損害賠償請求訴訟の提起について決議いたしました。また、2020年12月15日付けで公表いたしましたとおり、前代表取締役が職務権限を超えた金額について所定の手続きを経ずに支払約定書に署名したことが判明しました。当該行為について、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実が存在する可能性があります。その後、第三者委員会の調査により、生じた原因、背景について明らかにされ、再発防止の提言を受け当社内部において再発防止に努めていると同時に、2021年3月16日に当該事象に起因する支払約定書についての債務不存在確認請求の訴訟を提起しています。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容については第三者委員会の調査により内部監査部門、監査役会、監査役の監査機能の欠如など当社の内部統制の不備が判明いたしました。

当社としては、第三者委員会の調査報告書で提言された再発防止策を速やかに策定、実施し、内部統制の徹底を図るべく、内部統制システムを適切に整備し、実効性ある運用に最大限努力を尽くしてまいります。

監査役会としても、コーポレート・ガバナンス強化に向けた抜本的改革、コンプライアンス教育の徹底等、改善施策をとりまとめ、再発防止策に取り組んで、内部統制システムの整備運用について引き続き監視および検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

限定付適正意見を表明した会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。限定付適正意見の根拠及び限定付適正意見については、会計監査人の監査報告書に記載しております

### (3) 連結計算書類の監査結果

限定付適正意見を表明した会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。限定付適正意見の根拠及び限定付適正意見については、会計監査人の監査報告書に記載しております。

2021年6月29日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社 監査役会

常勤監査役 朝 倉 祐 治 ㊟

社外監査役 青 木 英 憲 ㊟

社外監査役 辻 高 史 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、更なるコーポレートガバナンスの強化に向け、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を付すること等により取締役会の監督機能を一層強化すると共に、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社移行にあたり、取締役が期待される役割を発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項に基づく取締役会決議による責任免除の定めを新設するものであります。なお、当該新設に関しまして本定時株主総会に議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年としておりますが、株式会社くふうカンパニー（以下、「くふうカンパニー」）による公開買付の決済の完了及び第三者割当増資に係る払込みの完了をもって、くふうカンパニーが当社の親会社となりました。くふうカンパニーの決算期に当社の決算期を合わせることで、決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、決算期を変更することといたしたく、所要の追加・変更を行うものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条（条文省略）<br/>（機関の設置）</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）監査役</p> <p><u>（3）監査役会</u></p> <p><u>（4）会計監査人</u></p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条（現行どおり）<br/>（機関の設置）</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>（3）会計監査人</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>（基準日）</p> <p>第12条 当社は、毎年4月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年7月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 （新設）</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>（基準日）</p> <p>第12条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>（招集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。</p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br/>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/><br/>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。<br/><br/>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> | <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。<br/>(任期)<br/>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。<br/>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。<br/>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条（条文省略）<br/>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第28条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>2 <u>取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条～第26条（現行どおり）<br/>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                        | 変 更 案                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                           | <u>(取締役会の議事録)</u><br>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。                   |
| (新設)                                                                           | <u>(重要な業務執行の委任)</u><br>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                  | 第5章 監査等委員会                                                                                                            |
| <u>(員数)</u>                                                                    |                                                                                                                       |
| 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。                                                          | (削除)                                                                                                                  |
| <u>(選任方法)</u>                                                                  |                                                                                                                       |
| 第30条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | (削除)                                                                                                                  |
| <u>(任期)</u>                                                                    |                                                                                                                       |
| 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                     | (削除)                                                                                                                  |
| 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。                       | (削除)                                                                                                                  |
| <u>(報酬等)</u>                                                                   |                                                                                                                       |
| 第32条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。                                              | (削除)                                                                                                                  |
| <u>(常勤の監査役)</u>                                                                |                                                                                                                       |
| 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                | (削除)                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第35条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第37条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人<br/>第38条～第39条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第7章 計 算<br/>（事業年度）<br/>第40条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。<br/><u>（剰余金の配当）</u><br/>第41条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年10月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> | <p>第6章 会計監査人<br/>第35条～第36条（現行どおり）<br/><u>（会計監査人の報酬等）</u><br/>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算<br/>（事業年度）<br/>第38条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>（剰余金の配当等の決定機関）</u><br/>第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>（剰余金の配当の基準日）</u><br/>第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (剰余金の配当の除斥期間)<br>第42条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br>(新設)<br>(新設)<br><br>(新設)<br><br><br>(新設) | (剰余金の配当の除斥期間)<br>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br><u>2 未払いの配当金には利息をつけない。</u><br><u>附則</u><br><u>(第18期事業年度)</u><br>第42条 第38条の規定に関わらず、当会社の第18期の事業年度は、2021年5月1日から2021年9月30日までの5ヶ月間とする。<br><u>(附則の有効期限)</u><br>第43条 本附則は、第18期の事業年度の経過をもって削除する。 |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                          | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>(新任)                                                                                                           | にい の しょう じ<br>新 野 将 司<br>(1975年2月28日生) | 1998年 4月 (株)ニチメン (現 双日(株)) 入社<br>2000年 8月 (株)アイシーピー 入社<br>2001年 12月 (株)カカクコム 取締役<br>2003年 6月 (株)アイシーピー 取締役<br>2004年 4月 (株)バイクプロス 取締役<br>2007年 4月 同社 代表取締役<br>2011年 4月 (株)Medical CUBIC (現 (株)プロトメディカルケア) 代表取締役<br>2015年 12月 ジャパンベストレスキューシステム(株) 取締役<br>2017年 12月 (株)みんなのウェディング (現 (株)エニマリ) 取締役COO<br>2018年 6月 同社代表取締役<br>2018年 10月 (株)くふうカンパニー 代表取締役 (現任)<br>2018年 12月 (株)アールキューブ (現 (株)エニマリ) 取締役<br>2019年 1月 (株)オウチーノ 取締役<br>2019年 5月 (株)Zaim 取締役 (現任)<br>2019年 7月 (株)フルスロットルズ 取締役<br>2020年 3月 くふう少額短期保険(株) 取締役 (現任)<br>2020年 6月 (株)オウチーノ 代表取締役 (現任)<br>2020年 6月 (株)おうちのくふう 代表取締役 (現任)<br>2020年 6月 (株)みんなのウェディング (現 (株)エニマリ) 取締役<br>2020年 8月 (株)Seven Signatures International 取締役 (現任) | 0株          |
| 取締役候補者とした理由                                                                                                         |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 新野将司氏は、複数の上場企業の経営者として、企業経営、事業戦略に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、経営の重要な事項の決定を行うのに適任であるとともに、当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2<br>(新任)  | くま がい ゆう き<br>熊 谷 祐 紀<br>(1970年6月27日生) | 1996 年 4 月 弁護士登録<br>小松・狛・西川法律事務所 入所<br>1998 年 12 月 三井・安田・和仁・前田法律事務所 入所<br>2003 年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br>2004 年 12 月 三菱商事(株) 入社<br>2016 年 11 月 熊谷法律事務所設立 代表弁護士(現任)<br>2016 年 12 月 (株)みんなのウェディング(現 (株)エニマリ) 監査役(現任)<br>2017 年 6 月 綿半ホールディングス(株) 取締役(現任)<br>2018 年 10 月 (株)くふうカンパニー取締役(現任)<br>2019 年 7 月 (株)フルスロットルズ 監査役(現任)<br>2020 年 3 月 くふう少額短期保険(株) 監査役(現任) | 0株                  |
|            |                                        | 取締役候補者とした理由<br>熊谷祐紀氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、上場企業の取締役として管理部門を管掌するなど、企業経営、コンプライアンスに関して相当程度の知見を有しており、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                                                                                   |                     |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                   | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3<br>(新任)                                                                                                                    | いし わたり しん すけ<br>石 渡 進 介<br>(1960年8月30日生) | 1998年 4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所<br>2000年 4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所<br>2001年 1月 Field-R法律事務所 設立<br>2007年 10月 クックパッド(株) 取締役<br>2008年 8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 設立<br>パートナー弁護士（現任）<br>2010年 7月 (株)コロプラ 取締役（現任）<br>2011年 3月 クックパッド(株) 執行役<br>2015年 3月 クックパッド(株) 執行役員<br>2015年 5月 (株)みんなのウェディング（現 (株)エニマリ）入社<br>2015年 7月 同社 代表取締役社長兼CEO<br>2018年 10月 (株)くふうカンパニー 取締役（現任）<br>2019年 6月 Supershipホールディングス(株) 取締役（現任）<br>2019年 8月 (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー 取締役（現任）<br>2019年 9月 スターフェスティバル(株) 取締役（現任） | 0株          |
| 取締役候補者とした理由                                                                                                                  |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |
| 石渡進介氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、上場企業の取締役を務めるなど、企業経営者として豊富な経験と相当程度の知見を有しており、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンス体制の強化に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4<br>(新任)  | あき た よし てる<br>穂 田 誉 輝<br>(1969年4月29日生)                                                       | 1993 年 4 月 (株)日本合同ファイナンス (現 ジャフコ グ<br>ループ(株)) 入社<br>1996 年 4 月 (株)ジャック (現 (株)カーチスホールディン<br>グス) 入社<br>1999 年 9 月 (株)アイシーピー 代表取締役<br>2000 年 5 月 (株)カカクコム 取締役<br>2001 年 12 月 同社 代表取締役<br>2007 年 7 月 クックパッド(株) 取締役<br>2012 年 5 月 同社 代表執行役<br>2012 年 11 月 (株)Zaim 取締役 (現任)<br>2015 年 7 月 (株)みんなのウェディング (現 (株)エニマ<br>リ) 取締役<br>2017 年 1 月 (株)ロコガイド 取締役<br>2017 年 3 月 (株)オウチーノ 取締役<br>2017 年 4 月 (株)ロコガイド 代表取締役 (現任)<br>2017 年 6 月 (株)LITALICO 社外取締役 (監査等委員)<br>2018 年 10 月 (株)くふうカンパニー 取締役 (現任) | 0株          |
|            | 取締役候補者とした理由                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |
|            | 穂田誉輝氏は、複数の上場企業の経営者、投資家として、企業経営、事業戦略に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5<br>(新任)                                                                                                | 菅 間 淳<br>(1971年7月26日生) | 1993年 10月 公認会計士第2次試験合格<br>1995年 4月 山一証券(株) 入社<br>1998年 2月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株) 入社<br>2000年 4月 メリルリンチ証券東京支店 入社<br>2003年 10月 リーマン・ブラザーズ証券東京支店 入社<br>2006年 7月 ドイツ証券(株) 入社<br>2014年 5月 クックパッド(株) 執行役<br>2017年 3月 (株)オウチーノ 取締役(現任)<br>2018年 10月 (株)くふうカンパニー取締役(現任)<br>2018年 10月 (株)みんなのウェディング(現 (株)エニマリ) 取締役(現任)<br>2020年 3月 (株)おうちのアドバイザー(現 (株)おうちのくふう) 取締役(現任)<br>2020年 3月 ふくろう少額短期保険(株)(現 くふう少額短期保険(株)) 取締役(現任)<br>2021年 3月 (株)キッズスター 監査役(現任) | 0株          |
| 取締役候補者とした理由                                                                                              |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
| 菅間淳氏は、公認会計士の資格を有し、複数の上場企業でのCFOを務めるなど、企業経営、財務、会計に関する豊富な経験と相当程度の知見を有しており、当社の企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。 |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6<br>(新任)  | 飯 田 耕 一 郎<br>(1971年10月15日生)                                                                                                             | 1996 年 4 月 弁護士登録<br>森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所（現任）<br>2005 年 6 月 米国カリフォルニア州弁護士登録<br>2011 年 12 月 (株)コロプラ 監査役<br>2013 年 10 月 HEROZ(株) 監査役<br>2015 年 7 月 (株)みんなのウェディング（現 (株)エニマリ）監査役<br>2015 年 12 月 (株)コロプラ 取締役（監査等委員）（現任）<br>2017 年 9 月 HEROZ(株) 取締役（監査等委員）<br>2018 年 10 月 (株)くふうカンパニー 取締役（監査等委員）（現任）<br>2020 年 10 月 (株)スタジアム 監査役（現任） | 0株          |
|            | 取締役候補者とした理由                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
|            | 飯田耕一郎氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、上場企業においてコーポレートガバナンスの整備に携わるなど、コンプライアンス及び企業法務に関して相当程度の知見を有しており、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 新野将司氏、熊谷祐紀氏、石渡進介氏、穂田誉輝氏及び菅間淳氏の上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である(株)くふうカンパニー及びその子会社における過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 当社は、石渡進介氏、穂田誉輝氏、菅間淳氏及び飯田耕一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告20頁に記載のとおりであります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

**第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                                                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>(新任) | 田丸正敏<br>(1948年1月6日生)                                                                              | 1971年 4月 (株)日本興業銀行(現 (株)みずほ銀行) 入行<br>1988年 6月 同行 ニューヨーク支店経理部長<br>1994年 5月 同行 日本橋支店副支店長<br>1997年 6月 同行 検査役<br>2000年 4月 興和不動産(株)(現 日鉄興和不動産(株)) 入社<br>2004年 11月 同社 執行役員財務本部副本部長兼経理部長<br>2007年 7月 同社 常勤監査役<br>2011年 12月 (株)オウチーノ 監査役(現任)<br>2018年 10月 (株)くふうカンパニー 取締役(監査等委員)(現任)<br>2018年 10月 (株)Seven Signatures International 監査役(現任)<br>2020年 6月 (株)おうちのくふう 監査役(現任) | 0株          |
|           | 取締役候補者とした理由                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
|           | 田丸正敏氏は、金融及び不動産業界において、財務・会計に関する長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、業務執行の監督の強化に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                            | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2<br>(新任)<br>(社外)<br>(独立)                                                                                             | 吉 澤 航<br>(1972年1月10日生) | 1994 年 4 月 新宿監査法人 入所<br>1994 年 10 月 中央監査法人 (現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所<br>1999 年 3 月 メリルリンチ日本証券(株) 入社<br>2007 年 4 月 (株)モルガン・スタンレー・プロパティーズ (現 モルガン・スタンレー・キャピタル(株)) 入社<br>2008 年 5 月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス(株)入社<br>2011 年 10 月 吉澤公認会計士事務所代表 (現任)<br>2012 年 5 月 ブライト・パートナーズ(株) 代表取締役 (現任)<br>2014 年 6 月 (株)センチュリー 21・ジャパン 社外監査役 (現任) | 0株          |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要                                                                                             |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 吉澤航氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的な立場からの業務執行の監督及び有用な助言・提言を期待することができることから、社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者いたしました。 |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |

| 候補者<br>番 号                | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                   | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3<br>(新任)<br>(社外)<br>(独立) | たき ざわ ひかる<br>瀧 澤 輝<br>(1985年7月5日生)                                                                                               | 2012 年 12 月 弁護士登録<br>2013 年 1 月 シティユーワ法律事務所 入所<br>2017 年 10 月 たきざわ法律事務所設立 代表弁護士 (現任) | 0株          |
|                           | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要                                                                                                        |                                                                                      |             |
|                           | 瀧澤輝氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、不動産取引及び企業法務に関して相当程度の知見を有しており、専門的な立場からの業務執行の監督及び有用な助言・提言を期待することができることから、社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者いたしました。 |                                                                                      |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉澤航氏及び瀧澤輝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額となります。
4. 吉澤航氏及び瀧澤輝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告20頁に記載のとおりであります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役の金銭報酬等の額を年額3億円以内とご承認いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額3億円以内とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、事業報告20頁「4(4)取締役及び監査役の報酬等」において記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後は、業績連動型株式報酬については制度を廃止し、それ以外については基本的に当該方針を維持する予定であるところ、本議案は当該方針に沿ったものであることから、相当であると判断しております。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は5名（うち、社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は6名（うち、社外取締役0名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、その職責、員数、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額5千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の内容の決定に関する方針は、事業報告20頁「4(4)取締役及び監査役の報酬等」において記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後は、業績連動型株式報酬については制度を廃止し、それ以外については基本的に当該方針を維持する予定であるところ、本議案は当該方針に沿ったものであることから、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）となります。

また、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、生じるものとします。

以上







## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区下目黒一丁目8番1号  
ホテル雅叙園東京 4階「飛鳥」  
TEL 03-3491-4111



交通 目黒駅（JR山手線西口、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線）より徒歩約3分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。